
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示 (IFRS 第 7 号第 35M 項等)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）のうち、個別に検討すべきとされた金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35M 項等。以下「信用リスク・エクスポージャー開示」）の取扱いに関する ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等（詳細は、審議事項(2)-1 参照。）について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 本資料では、個別に検討が必要な開示項目のうち、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。
5. なお、第 507 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 2 日開催）及び第 203 回金融商品専門委員会（2023 年 7 月 24 日開催）（以下「第 507 回企業会計基準委員会等」という。）では、既存の信用リスクに関する注記事項を金融商品の減損に関する新たな適用指針に集約することを提案しているが、既存の信用リスク・エクスポージャーに関連する注記事項（本資料第 9 項参照）の取扱いについては別途検討を予定し

ている。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 基準における定め

6. IFRS 第7号では、信用リスク・エクスポージャー開示に関連する開示要求として、次の定めが置かれている。また、IFRS 第7号 IG20C 項に開示例が示されている（別紙1参照）。

（IFRS 第7号第35M項）

財務諸表利用者が企業の信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解することができるようにするため、企業は、信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを開示しなければならない。この情報は、以下の金融商品について区分して提供しなければならない。

- (a) 損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融商品¹
- (b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していて、以下に該当する金融商品
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品¹

¹ IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）では、金融商品の予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチとして、信用リスクの著しい増大及び信用減損の有無に応じて、金融資産（購入又は組成した信用減損金融資産を除く）を次の3つのステージに区分して取り扱うことが求められている。以降では、これらの区分を総称してステージ区分と記載している。

- (1) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大しておらず、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ1
- (2) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが信用減損しておらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ2
- (3) 信用減損しており、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金を認識する金融資産：ステージ3

(ii) 報告日時点で信用減損している金融資産（しかし、購入又は組成した信用減損金融資産ではない）¹

(iii) 損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権

(c) 購入又は組成した信用減損金融資産であるもの

(IFRS 第 7 号第 35N 項)

企業が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項を適用する営業債権、契約資産及びリース債権については、第 35M 項に従って提供する情報は引当マトリクスを基礎とすることができる（IFRS 第 9 号の B5.5.35 項参照）。

(IFRS 第 7 号第 B8H 項)

第 35M 項では、報告日現在の企業の信用リスク・エクスポージャー及び信用リスクの著しい集中に関する情報の開示を要求している。信用リスクの集中は、多数の相手方が 1 つの地域に所在している場合や、類似した活動を営んでいる場合、経済的特徴が類似していて契約上の義務を果たす能力が経済状況又は他の状況の変動に同様に影響を受ける場合に存在する。企業は、金融商品のグループ又はポートフォリオで当該金融商品グループの大部分に影響を与える可能性のある特定の特徵（特定のリスクの集中など）を有するものがあるのかどうかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を提供すべきである。これには、例えば、担保掛け目のグルーピング、地域、業種又は発行者の種類が含まれる可能性がある。

(IFRS 第 7 号第 B8I 項)

第 35M 項に従った情報の開示に使用する信用リスク格付けの数は、企業が信用リスク管理目的で経営幹部に報告している数と整合的でなければならない。期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報であり、企業が期日経過の情報を使用して IFRS 第 9 号の 5.5.11 項に従って信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを評価する場合には、企業は当該金融資産について期日経過状況別の分析を示さなければならない。

(IFRS 第 7 号第 B8J 項)

企業が予想信用損失を集合的ベースで測定している場合には、企業は個々の金融資産の総額での帳簿価額又はローン・コミットメント及び金融保証契約に係る

信用リスクに対するエクスポージャーを、全期間の予想信用損失が認識されている信用リスク格付けに配分することができない可能性がある。その場合には、企業は第 35M 項における要求を、信用リスク格付けに直接配分できる金融商品に適用し、全期間の予想信用損失を集合的ベースで測定した金融商品の総額での帳簿価額を区分して開示すべきである。

7. 国際会計基準審議会（IASB）は、信用リスクの変動が予想信用損失の測定に影響を与えるため、前項の開示は予想信用損失の測定の変化の決定要因に関する情報を財務諸表利用者に対して提供することとなり、特に総額での帳簿価額及び損失評価引当金の調整表（IFRS 第 7 号第 35H 項）とともに考慮されることで、信用リスクの軽減及び一定期間にわたる全体的な信用リスクの変動に関する目的適合性のある有用な情報を提供することにも留意したとされている（IFRS 第 7 号 BC48DD 項）。
8. また、信用リスクに対する最大エクスポージャーに関して、IFRS 第 7 号では次の定めが置かれている。

（IFRS 第 7 号 B10 項）

信用リスクを発生させる活動、及びそれに関連した信用リスクに対する最大エクスポージャーには、次のようなものがあるが、これらに限らない。

- (a) 顧客への貸出しの供与及び他の企業への預金の預入れ。こうした状況では、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、関連する金融資産の帳簿価額である。
- (b) 外国為替契約、金利スワップ及びクレジット・デリバティブなど、デリバティブ契約の締結。その結果生じる資産を公正価値で測定する場合には、報告期間の末日における信用リスクに対する最大エクスポージャーは帳簿価額に等しくなる。
- (c) 金融保証の付与。この場合、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、被保証人が要求された場合に企業が支払わなければならない最大金額であり、負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。
- (d) 契約期間にわたり取消不能、又は不利となる重要性がある状況が生じた場合のみに取消可能なローン・コミットメントの提供。発行会社がローン・コミットメントを現金又は別の金融商品で純額決済することができない場合には、最大信用エクスポージャーはコミットメント全額である。これは、実行

されていない金額が将来実行されるかどうかは不確実であるからである。負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。

IV. 信用リスク・エクスポージャー開示

ASBJ 事務局による分析

9. 現行の日本基準では、信用リスク・エクスポージャーに関連する注記事項として次の事項を注記することを定めているが、IFRS 第 7 号の開示要求事項と同水準の開示は要求されていない。また、銀行法施行規則等でも IFRS 第 7 号の開示要求事項と同水準の開示は要求されていない。
 - (1) 金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引の相手方の金額の割合を含む。）（企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 3 項(2)②）
 - (2) 当座貸越契約及び貸出コミットメントの未実行残高（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 139 項）
 - (3) 債務保証（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一 C、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」）
10. 仮に信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとした場合、企業は、損失評価引当金の対象となる金融商品（ローン・コミットメントや金融保証契約などのオフバランス項目を含む。）の期末残高を信用リスク格付け別、かつステージ区分別に把握する必要がある。
11. この点、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の要求事項を満たすためには一定のコストが生じる一方、それに見合った便益を生じさせない可能性がある。このため、以降では信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関して、当該定めを取り入れることによるコスト及び便益の観点から分析を行う。

(IFRS 第7号の定めを取り入れることによるコストの観点からの分析)

12. 信用リスク・エクスポージャー開示について、IFRS 第7号では金融商品のクラス別に開示を行うことを要求していないが、銀行等金融機関では、通常、保有する金融商品の性質及び規模に応じて信用リスク管理体制を整備していると考えられる。これを踏まえ、以降では次の区分ごとに分析を行う。
 - (1) 貸付金
 - (2) 債券等の有価証券
 - (3) ローン・コミットメント
 - (4) 金融保証契約

貸付金

13. 銀行等金融機関では、貸付金の種類に応じて異なる信用リスク管理を行っていることが考えられる。例えば、法人向け貸付金については内部信用格付け又は自己査定を基礎とした方法により債務者及び債権を信用リスクに応じた区分に分類し、当該分類ごとに残高を把握していることが考えられる一方、リテール向け貸付金については、個々の債務者の信用リスクに関する情報を継続的に入手することが困難なケースがあるため、内部信用格付などではなく延滞日数に基づき管理し、一定の延滞日数区分ごとに分類しているケースがあると考えられる。
14. ここで、IFRS 第7号では、開示に使用する信用リスク格付けの方法について定めおらず、信用リスク格付けの数についても、企業が信用リスク管理目的で経営幹部に報告している数と整合的でなければならないと定めている。また、期日経過の情報を除く信用リスク格付けの付与に要する情報が過大なコストや労力を掛けないと利用可能でなく、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価するために期日経過の情報を使用する場合には、企業に当該金融資産について期日経過状況別の分析を開示することを要求している（IFRS 第7号 B8I 項）。
15. 前項のとおり、信用リスク・エクスポージャー開示に関して、IFRS 第7号では企業の信用リスク管理実務に基づく情報を開示することを求めている。このため、当該開示を行うにあたり、新たなデータの取得や整備を要するケースはそれほど多くなく、銀行等金融機関が信用リスク管理上、把握している分類ごとの期末残高等の情報を集計することで対応可能なケースが多いと考えられる。
16. ただし、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第7号の開示要求事項

を満たすためには、債務者単位で管理されている情報（例えば、内部信用格付に関する情報）と債権単位で管理されている情報（例えば、信用リスクの著しい増大の評価に関する情報）を組み合わせる必要があるため、一定のコスト（実務負荷やシステム改修コスト等）が生じると考えられる。

債券等の有価証券²

17. 銀行等金融機関において、債券等の有価証券については通常銘柄単位で管理されており、仮に予想信用損失に基づく減損モデルを債券等の有価証券に導入した場合、低い信用リスクの実務上の便法等を利用しつつ内部又は外部の信用リスク格付け情報を基礎に銘柄単位で予想信用損失の測定が行われることになると考えられる。
18. このため、予想信用損失に基づく減損モデルの導入時に一定のコスト負担が生じると考えられるが、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の開示要求事項を満たすために必要な信用リスク格付けごとの期末残高やステージ区分ごとの内訳に関する情報を入手するために過大なコスト負担が生じるとまではいえないと考えられる。

ローン・コミットメント

19. IFRS 第 7 号では、ローン・コミットメントの提供についても、貸付金等及び債券等の有価証券と同様に、信用リスク格付けごとの信用リスク・エクスポージャーの開示を要求している。ここで開示すべき信用リスク・エクスポージャーの金額は、未実行のコミットメント金額が該当すると考えられる（本資料第 8 項参照）。
20. この点、現行の日本基準では、当座貸越契約及び貸出コミットメントの未実行残高を注記することが要求されている（金融商品実務指針第 139 項）。また、銀行等金融機関におけるローン・コミットメントの信用リスク管理に関して、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）及び第 191 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 1 日開催）では、引出済の貸付金と合わせて貸付金と同様の信用リスク管理がなされているとの事務局の分析をお示しし、特段の異論は聞かれていない。
21. このため、銀行等金融機関では提供したローン・コミットメントに係る未実行のコミットメント金額に関する情報を保有していると考えられる。ただし、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の開示要求事項を満たすためには、取

² 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについては継続審議中であるが、ここで開示対象となるのは審議の結果として予想信用損失に基づく減損モデルの対象とされたものを想定している。

引先単位で管理されている情報（例えば、内部信用格付に関する情報）と契約単位で管理されている情報（例えば、信用リスクの著しい増大の評価に関する情報）を組み合わせる必要があるため、一定のコストが生じると考えられる。

金融保証契約

22. IFRS 第7号では、金融保証契約についても信用リスク・エクスポージャー開示の開示対象に含めるとされている（IFRS 第7号第35M項）。ここで開示すべき信用リスク・エクスポージャーの金額は、保証による最大支払金額が該当すると考えられる（本資料第8項参照）。
23. この点、我が国の銀行等金融機関における実務では、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）及び保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）別紙様式の定めに従い、保証額を貸借対照表の資産及び負債に「支払承諾見返」勘定及び「支払承諾」勘定として両建てで表示している。

ただし、この場合においても、金融保証契約に係る信用リスク格付け別やステージ区分別の情報は財務諸表において提供されておらず、信用リスク・エクスポージャー開示に関するIFRS第7号の開示要求事項を満たすためには一定の情報を注記において開示することが必要であると考えられる。
24. ここで、第491回企業会計基準委員会（2022年11月21日）及び第190回金融商品専門委員会（2022年11月2日）では、IFRS第9号の金融保証契約の定義に該当するような債務保証契約について、銀行等金融機関の実務においては貸付金と同様の信用リスク管理がなされているとの事務局による分析をお示しし、これに関して特段の異論は聞かれていない。
25. 前項のとおり、銀行等金融機関では金融保証契約の保証による最大支払金額に関する情報を保有していると考えられる。ただし、信用リスク・エクスポージャー開示に関するIFRS第7号の開示要求事項を満たすためには、取引先単位で管理されている情報（例えば、内部信用格付に関する情報）と契約単位で管理されている情報（例えば、信用リスクの著しい増大の評価に関する情報）を組み合わせる必要があるため、一定のコストが生じると考えられる。

小括

26. 上述の分析によると、銀行等金融機関では信用リスク・エクスポージャー開示に関するIFRS第7号の開示要求事項を満たすための基礎となる期末残高情報、信用リスク格付け及びステージ区分などの情報を保有している又は予想信用損失による減損モデルの導入に伴い入手可能になると考えられる一方、仮に信用リスク・エク

スポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとした場合には、複数の情報を組み合わせる必要があることから、銀行等金融機関において一定のコスト負担が生じると考えられる。

(IFRS 第 7 号の定めを取り入れることによる便益の観点からの分析)

財務諸表利用者にとっての便益

27. IASB は、信用リスク・エクスポージャー開示は予想信用損失の測定の変化の決定要因に関する情報を財務諸表利用者に対して提供することとなり、IFRS 第 7 号第 35H 項の総額での帳簿価額及び損失評価引当金の調整表と組み合わせて考慮されることで、信用リスクの軽減及び一定期間にわたる全体的な信用リスクの変動に関する目的適合性のある有用な情報を財務諸表利用者へ提供することになると述べている（本資料第 7 項）。
28. この点、本資料第 9 項のとおり、IFRS 第 7 号の開示要求事項と同水準ではないものの現行の日本基準においても信用リスク・エクスポージャーに関連する注記が要求されていることを踏まえると、我が国の財務諸表利用者においても企業が保有する信用リスク・エクスポージャーに関する情報に対するニーズを有していると考えられる。

国際的な比較可能性

29. ステップ 2 では、国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を定めることを目的としている。ここで、会計処理を国際的な会計基準と遜色がないものとしているにもかかわらず、注記を異なるものとした場合には、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができず、また、注記が異なることにより会計処理が異なるとの印象や準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、国際的な会計基準と遜色がないと認められない可能性があると考えられる。
30. 換言すれば、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることは、国際的な比較可能性を確保することを重視したステップ 2 の目的を達成するとともに、日本基準が国際的な会計基準と同等であるとの信認を確保することにつながると考えられる。

(更なる小括)

31. 本資料第 26 項のとおり、銀行等金融機関では信用リスク・エクスポージャー開示

に関する IFRS 第 7 号の開示要求事項を満たすための基礎となる期末残高情報、信用リスク格付け及びステージ区分などの情報を保有している又は予想信用損失による減損モデルの導入に伴い入手可能になると考えられる一方、仮に信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるとした場合には、複数の情報を組み合わせる必要があることから、銀行等金融機関において一定のコスト負担が生じると考えられる

32. 一方、IFRS 第 7 号の定めを取り入れない場合には、会計処理を国際的な会計基準と遜色がないものとしているにもかかわらず、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができず、また、注記が異なることにより会計処理が異なるとの印象や準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、国際的な会計基準と遜色がないと認められない可能性があると考えられる。このため、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることには、国際的な比較可能性の観点から大きな便益があると考えられる。
33. また、本資料第 27 項及び第 28 項のとおり、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることは、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことになると考えられる。
34. これらの分析を踏まえコストと便益を比較すると、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることの便益がコストを上回ることで考えられる。

ASBJ 事務局の提案

35. 以上の ASBJ 事務局の分析を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）として、信用リスク・エクスポージャー開示に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 9 項から第 35 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

V. 実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示への影響

ASBJ 事務局による分析

36. 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、米国会計基準に準拠して作成されている在外子会社の財務諸表を連結決算上利用している場合、当該在外子会社が保有する貸付金等の減損については米国会計基準における CECL モデル（以下「CECL モデル」という。）を採用していることになる。
37. IFRS 第 7 号の金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示では、損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失で測定している金融商品と全期間の予想信用損失で測定している金融商品を区分して開示することが要求されているが、CECL モデルでは常に全期間の予想信用損失を認識することとなるため、CECL モデルに基づく情報をどのように開示するかによって財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性があると考えられる。
38. この点、第 507 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 7 号の金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（以下「金融商品のクラス別の調整表」という。）における CECL モデルに基づく情報の開示方法について審議し、CECL モデルに基づく情報の開示方法については会計基準等において具体的に定めず、規範性のない教育文書において複数の開示方法があることを示すとする事務局提案に対して特段の異論は聞かれなかった。このため、信用リスク・エクスポージャー開示における CECL モデルに基づく情報の開示方法についても同様に扱うことが考えられる。

ASBJ 事務局の提案

39. 以上のことから、金融商品のクラス別の調整表と同様、信用リスク・エクスポージャー開示における CECL モデルに基づく情報の開示方法についても会計基準等において具体的に定めず、規範性のない教育文書において複数の開示方法があることを示すことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第 36 項から第 39 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以上

別紙 1

IFRS 第 7 号の適用ガイダンス

信用リスク（第35A項から第36項、B8A項からB10項）

IG20C 下記の例は、企業の信用リスク及び著しい信用リスクの集中に関する情報を IFRS 第 7 号の第 35M 項に従って提供するいくつかの方法を例示している。IFRS 第 7 号の第 35M 項に従った情報の開示に使用する等級の数は、企業が内部の信用リスク管理目的で経営幹部に内部で報告するために使用している数と整合させなければならない。しかし、信用リスク格付けの等級に関する情報が過大なコストや労力を掛けないと利用可能でなく、企業が IFRS 第 9 号の 5.5.11 項に従って信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価するために期日経過の情報を使用する場合には、企業は当該金融資産について期日経過の状況の分析を提供しなければならない。

消費者ローンの信用リスク・エクスポージャー（内部格付け等級別）				
20XX 年 CU '000	顧客－クレジットカード 総額での帳簿価額		顧客－自動車 総額での帳簿価額	
	全期間	12 か月	全期間	12 か月
	内部格付け 1-2	X	X	X
内部格付け 3-4	X	X	X	X
内部格付け 5-6	X	X	X	X
内部格付け 7	X	X	X	X
合 計	X	X	X	X

企業ローンの信用リスク・プロフィール（外部格付け等級別）				
20XX 年 CU '000	企業－設備 総額での帳簿価額		企業－建設 総額での帳簿価額	
	全期間	12 か月	全期間	12 か月
	AAA－AA	X	X	X
A	X	X	X	X
BBB－BB	X	X	X	X
B	X	X	X	X
CCC－CC	X	X	X	X
C	X	X	X	X
D	X	X	X	X
合 計	X	X	X	X

企業ローンの信用リスク・プロフィール（債務不履行確率別）				
20XX 年 CU '000	企業－無保証 総額での帳簿価額		企業－保証付 総額での帳簿価額	
	全期間	12 か月	全期間	12 か月
	0.00－0.10	X	X	X
0.11－0.40	X	X	X	X
0.41－1.00	X	X	X	X
1.01－3.00	X	X	X	X
3.01－6.00	X	X	X	X
6.01－11.00	X	X	X	X
11.01－17.00	X	X	X	X
17.01－25.00	X	X	X	X
25.01－50.00	X	X	X	X
50.01+	X	X	X	X
合 計	X	X	X	X

以上

別紙 2

米国会計基準における定め

例15 金融債権の信用度に関する指標別の償却原価ベースの開示

326-20-55-79 以下の例は、地域顧客（消費者及び商業者の両方）に対して狭い範囲のローン商品を提供している金融機関における信用度に関する開示例を示している。企業の金融債権ポートフォリオの規模や複雑さに応じて、以下の例よりも詳細な情報開示を行うことも、そうでないこともある。企業は、金融債権のクラスを決定する他の方法を選択することができ、信用リスクのモニタリング方法を反映した異なる信用度に関する指標を決定することができる。企業によっては、特定のクラスの金融債権について、複数の信用度に関する指標を設けている場合がある。

As of December 31, 20X5	Term Loans Amortized Cost Basis by Origination Year						Revolving Loans Amortized Cost Basis	Revolving Loans Converted to Term Loans Amortized Cost Basis	Total
	20X5	20X4	20X3	20X2	20X1	Prior			
Residential mortgage:									
Risk rating:									
1-2 internal grade	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
3-4 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total residential mortgage loans	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Residential mortgage loans:									
Current-period gross writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Current-period recoveries	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Current period net writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Consumer:									
Risk rating:									
1-2 internal grade	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
3-4 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total consumer	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Consumer loans:									
Current-period gross writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Current-period recoveries	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Current period net writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Commercial business:									
Risk rating:									
1-2 internal grade	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
3-4 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total commercial business	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Commercial business loans:									
Current-period gross writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Current-period recoveries	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Current period net writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Commercial mortgage:									
Risk rating:									
1-2 internal grade	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
3-4 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 internal grade	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Total commercial mortgage	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Commercial mortgage loans:									
Current-period gross writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -
Current-period recoveries	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Current period net writeoffs	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -

以上